

横須賀市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市犯罪被害者等基本条例（令和3年横須賀市条例第75号。以下「条例」という。）第14条に基づく横須賀市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為（刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日間以上を要する負傷又は疾病をいう。精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。
- (3) 性犯罪 犯罪のうち刑法第176条から第179条までの罪、第181条及び第241条の罪並びにこれらの罪の未遂罪（同法第176条、同法第179条第1項の罪の未遂罪を除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が警察その他の捜査機関に受理されているものに限る。
 - ア 犯罪による死亡又は重傷病
 - イ 性犯罪による被害
- (5) 配偶者等 配偶者若しくは婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者又は本市パートナーシップ宣誓証明書の交付など公的な証明を受けている者をいう。
- (6) 遺族 犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡時において、次のア～ウのいずれかに該当する者とする。
 - ア 犯罪被害者の配偶者等
 - イ 犯罪被害者である市民の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める者及び犯罪被害者とファミリーシップ関係にある者を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ウ イに該当しない犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (7) 家族 犯罪が行われた時において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者等
 - イ 犯罪被害者の二親等以内の親族（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係

と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とファミリーシップ関係にある者を含む。以下同じ。)

- (8) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、横須賀市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次のアからカまでに掲げる事項により、横須賀市の住民基本台帳に記録されずに横須賀市内に居住している者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた又は受けている者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた又は受けている者

ウ 児童虐待の防止等に関する法(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた又は受けている者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた又は受けている者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた又は受けている者

カ その他、横須賀市の住民基本台帳に記録することで自己の生命または心身に危害を受けるおそれのある者

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害者である市民又は遺族に対し見舞金を支給する。見舞金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪により市民が死亡した場合について支給する。
- (2) 重傷病見舞金 犯罪により市民が重傷病を負った場合について支給する。
- (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪により市民が被害を受けた場合について支給する。

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者である市民又は遺族は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 遺族であって、第2項に定める第1順位の遺族となる者
- (2) 重傷病見舞金 犯罪により重傷病を負った者で当該犯罪発生時に市民であった者
- (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪により被害を受けた者で当該性犯罪発生時に市民であった者

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第2条第6号ア～ウの順序とし、同号イに掲げる者のうちにあつては、イに掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者(第2条第6号に掲げる者に限る。)を第1順位の遺族とすることができる。

3 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金においては、犯罪被害者が未成年又は負傷若しくは疾病により申込みが困難と市長が認める場合は、次の各号のいずれかに該当する者が犯罪被害者の代理として申し込み、見舞金の支給を受けることができる。

- (1) 犯罪被害者の配偶者等
- (2) 犯罪被害者の二親等以内の親族

4 前項の規定により代理申込みを行おうとする者は、犯罪被害者に不利益が生じないよう当該代理申込みについて、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

5 第2項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給、並びに第3項の場合において代理としての家族の1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(見舞金の支給額)

第5条 見舞金の支給額は、次の各号に定める額とし、それぞれ併給できるものとする。ただし、犯罪被害1件につき支給する見舞金の総額は、30万円を超えないものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(3) 性犯罪被害見舞金 次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める額
ア 性犯罪のうち刑法第177条、同法第179条第2項、同法第181条第2項若しくは同法第241条又はこれらの罪の未遂罪による被害を受けた場合 10万円

イ 性犯罪のうち刑法第176条、同法第179条第1項又は同法第181条第1項の罪による被害を受けた場合 5万円

(支給の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者である市民又は次条第1項の申込書を提出する者（以下「申込者」という。）が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民又は申込者にも、その責めに帰すべき行為があった場合

(2) 犯罪被害者である市民又は申込者が加害者の配偶者等又は親族である場合（関係が破綻していたと認められる事情がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。

(3) 犯罪被害者又は申込者が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員等であった場合

(4) 当該の犯罪被害に関して、他の地方公共団体から見舞金と同種のもの（神奈川県犯罪被害者等見舞金給付要綱に係る見舞金は除く。）の支給を受けたことがある場合

(5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民、遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認めた場合
(見舞金の申込み)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、横須賀市犯罪被害者等見舞金支給申込書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る手続で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明すること

ができる地方公共団体の長が発行する証明書

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申込者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申込者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金

ア 犯罪により重傷病を負った、又は性犯罪の被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

イ 重傷病を負った者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(申込みの期限)

第8条 前条の規定による申込みは、犯罪が行われた日の翌日から1年を経過したときは、することができない。ただし、申込期限までに申し込まなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の承諾)

第9条 市長は、第7条の規定による申込みを承諾した場合には、速やかに、横須賀市犯罪被害者等見舞金支給通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申込者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者、遺族及び家族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により見舞金の支給を承諾したときは、当該支給の承諾を受けた者からの次条に基づく請求に応じて支給を実施するものとする。

(支給の請求)

第10条 前条第1項に規定する通知を受けた者は、横須賀市犯罪被害者等見舞金支給請求書（第4号様式）により、見舞金を請求するものとする。

(見舞金の不支給)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による見舞金の支給の通知を受けた者が第6条各号に該当するときその他支給を受ける資格がないと判明したときは、見舞金を支給しないこととすることができる。

2 市長は、支給の承諾を受けた者が偽りその他不正の手段により当該承諾を受けたと認めるときは、見舞金を支給しないこととすることができる。

3 市長は、前2項の場合においては、横須賀市犯罪被害者等見舞金不支給通知書（第5号様式）により、その内容を申込者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 前条の規定により見舞金を支給しないこととした場合において、既に見舞金が支給されているときは、市長は、当該見舞金を返還させることとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

横須賀市犯罪被害者等見舞金支給申込書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

次のとおり、横須賀市犯罪被害者等見舞金の支給を申し込みます。

1 申込者

（フリガナ） 氏 名		生年月日	年 月 日 （ 歳）
住 所 （申込時の住所）	〒 ー		
電話番号		犯罪被害者との 続柄	
申込内容	☐ 遺族見舞金 ・ ☐ 重傷病見舞金 ・ ☐ 性犯罪被害見舞金		
申込履歴	同一事件でこれまでに見舞金の申込みをしたことが ☐ 有 ・ ☐ 無		

2 添付書類（担当者に必要書類をご確認ください。）

必 要 書 類	確認

3 調査等への同意

- 私は、横須賀市暴力団排除条例(平成 24 年横須賀市条例第 6 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員でないことを、警察当局へ照会することについて同意します。
- 私は、本申込書の内容に虚偽がないことを認め、見舞金の支給を受ける資格がないと判明したとき又は虚偽その他不正な手段により見舞金の支給を受けたときは、見舞金を市に返還することに同意します。
- 私は、ファミリーシップに関する届出状況について、横須賀市の担当課に照会することについて同意します。

氏名 _____

第 2 号様式（第 7 条第 1 項関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

被害の概要

被害届の提出	有 ・ 無	被害届提出日	年 月 日
届出した警察署	警察署	罪 種	
被害年月日	年 月 日		
被害場所の住所			
犯罪被害者の氏名	フリガナ 氏 名		
生年月日	年 月 日 （ 歳）		
被害時の住所	〒 ー		
犯罪被害者及び申込者に関して	☐ 犯罪被害者及び申込者は、犯罪を誘発するような行為その他責めに帰すべき行為は行っていません。		

上記のとおり、申し立てます。また、私は、上記の申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

申立人

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 ー
電話番号	
犯罪被害者との続柄	

第3号様式（第9条第1項関係）

第 号
年 月 日

横須賀市犯罪被害者等見舞金支給通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付で申込みのありました横須賀市犯罪被害者等見舞金については、次のとおりとしましたので、通知します。

- 1 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 ・ 性犯罪被害見舞金 について支給します。

支給金額 円

- 2 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 ・ 性犯罪被害見舞金 について支給しません。

理由

第4号様式（第10条関係）

横須賀市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

（請求先）

横須賀市長

請求者

郵便番号 〒 _____
住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____
電話番号 _____

年 月 日付 第 号で通知のありました横須賀市犯罪被害者等見舞金として、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座

※①または②のどちらか一方に記入してください。

（ゆうちょ銀行の場合には②に記入してください。）

①	銀行及び支店名	銀行												支店	
	種 別	普通・当座		口座番号											
②	ゆうちょ銀行 の場合	記号 (右詰めでご記入ください)						口座番号 (右詰めでご記入ください)							

(フリガナ) 口座名義	
----------------	--

※請求者と口座名義は同一としてください。

第5号様式（第11条第3項関係）

第 号
年 月 日

横須賀市犯罪被害者等見舞金不支給通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付 第 号で通知した横須賀市犯罪被害者等見舞金について、下記の理由により、不支給としましたので通知します。

記

理由